

# ハード・ソフト取組計画の作成状況

---

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 一定規模以上の事業者※<sup>1</sup>が、**ハード・ソフト取組計画※<sup>2</sup>の作成・取組状況の報告・公表を行う**

※ 1 ①平均利用者数が3000人以上／日である旅客施設を設置・管理する事業者  
②輸送人員が100万人以上／年である事業者 等

※ 2 計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



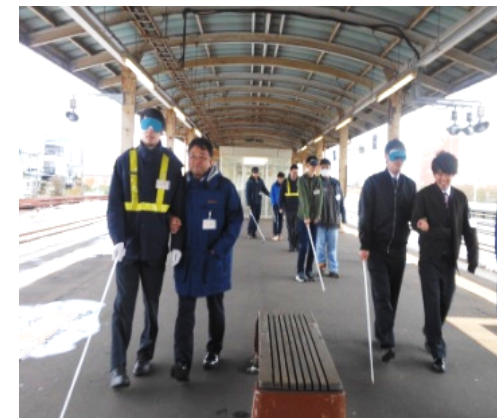
【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

公共交通事業者等の判断基準	
事業者が取り組むべき措置の具体的な内容	国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表 ・施設・車両等の施設整備 ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援 ・適切な情報の提供 ・職員等に対する教育訓練
達成すべき目標	
計画的に取り組むべき措置	・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備すべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

## ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

- 公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**
- I 課題及び今後の対応方針
  - II 移動等円滑化に関する措置
  - III 移動等円滑化するためにIIと相まって取り組む措置
  - IV 前年度計画書との比較
  - V その他計画に関連する事項

- 公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**
- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
    - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
    - (2) 移動等円滑化するために(1)と相まって取り組む措置の実施状況
  - II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**  
 (※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等(利用者の約9割をカバー)にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

## ■令和2年度 モード別対象事業者数及び沖縄ブロックの対象事業者

モード別	対象事業者数(全て提出済) ※ ( ) は沖縄管内の内数	管内対象事業者
1.鉄道	71(0)	
2.軌道	26(1)	沖縄都市モノレール(株)
3.乗合バス	141(2)	(株)琉球バス交通、那覇バス(株)
4.バスターミナル	20(0)	
5.貸切バス	5(0)	
6.タクシー	75(0)	
7.旅客船ターミナル	7(1)	石垣市(石垣港離島ターミナル)
8.旅客船	6(0)	
9.航空旅客ターミナル	28(3)	那覇空港ビルディング(株)、宮古空港ターミナル(株)、石垣空港ターミナル(株)
10.航空機	11	
合計	390(7)	

※対象事業者の公表先を一覧でまとめたのでご参考にして下さい。

<事業者一覧ページ>

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000211.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000211.html)

# ハード・ソフト取組計画について

---

## ○「公共交通事業者等の判断の基準」の一部改正 (ハード・ソフト取組計画の記載事項の追加)

### 「一 公共交通事業者等が達成すべき目標」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、その機能を適切に維持する。
- ・施設及び設備等を適切に使用すること等により、移動等円滑化のために必要な役務を可能な限り提供する。
- ・施設及び設備等を適切に使用して役務を提供できるよう、継続的な教育訓練を行う。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・利用者に対し適正な利用を促すために必要な広報啓発活動を可能な限り実施する。

### 「二 移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、設置時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。
- ・新設旅客施設等に加え、既存の旅客施設等についてもソフト基準の遵守に努める。
- ・ソフト基準遵守のため、マニュアルの作成、教育訓練の実施、体制の確保等の措置に努める。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・適正利用の促進のため、啓発キャンペーンへの参加（ポスター掲示等）、放送等を通じた利用者への周知、職員への周知、一般利用者への声かけ等の措置に努める。

### 「三 目標を達成するために併せて講ずべき措置」の追加

#### 【協議応諾義務関係】

- ・他の公共交通事業者等から協議を求められた際は、誠実に対応し、建設的な議論を行うことが望ましい。

## ○ハード・ソフト取組計画様式の改正

第一号様式(ハード・ソフト取組計画書関係)

第二号～第十三号様式(ハード・ソフト取組報告書関係)

・下記を記載事項に追加。

○旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置 (ソフト基準関係)

○高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報・啓発活動

(高齢者障害者等用施設等の適正利用関係)

第十一号・第二十三号様式(旅客船ターミナル関係)

移動等円滑化の達成状況の欄について、「案内設備の設置の有無」に関する記入欄を追加

(整備目標の追加に対応)

全ての様式

新たに「公表方法」に関する記入欄を追加

令和3年度取組計画書・令和2年度報告書等の取扱いについて

・令和3年度移動等円滑化取組計画書及び令和2年度移動等円滑化取組報告書、令和2年度移動等円滑化実績等報告書においては、新様式にて提出すること。(令和3年6月末提出〆切)

・既に提出、公表されている令和2年度移動等円滑化取組計画書については、新様式への修正、更新は不要。

・令和2年度移動等円滑化取組報告書に新たに追加される I (1)② (ソフト基準関係)、⑥ (高齢者障害者等用施設等の適正利用関係) については、根拠となる改正条文が令和3年4月1日施行のため、未記載でもかまわない。